

関島社会保険労務士事務所便り

2010年
1月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話 : 03-3609-7668

FAX : 03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



新年明けましておめでとございます。

国民年金保険料の事後納付、10年に延長へ 無・低年金者を救済

長妻昭厚生労働相は12月19日、無年金・低年金者の救済策として、国民年金の未納保険料をさかのぼって払うことができる事後納付の期間を現行の過去2年から10年に延長する方針を固めたと報じられています。次期通常国会に国民年金法改正案を提出し、2011年度の施行を目指すとしています。

国民年金の受給資格を得るには25年以上の加入期間が必要です。しかし、非正規労働者の増加といった社会構造の変化に加え、不況や年金不信などの影響で保険料を払わない人が増えており、65歳以上の無年金者は42万人に達します。今後、加入を続けても受給資格を得られない人を合わせると118万人にふくれあがる見込みといわれています。

現在、国民年金の保険料は、納付期限から2年以内であれば納めることができます。厚労相は無年金・低年金者を救済する

ため、この事後納付の期間を2年から10年に延長する方針です。

過去10年の未納保険料の事後納付を認めることで、新たに受給資格を得たり、40年加入が必要な満額（月額6万6,000円）受給や受給額が上積みされたりするなどの恩恵を受ける人が出てきます。

中でも今から保険料を払い続けても25年に届かず、将来の年金受給をあきらめていた現役世代の人にとっては大きなメリットがあります。ただし、さかのぼって納付する保険料には金利が加算されます。

民主党は無年金を解消するため、マニフェスト（政権公約）に月額7万円を最低保障する新たな年金制度の創設を盛り込んでおり、厚労相は2013年度の関連法案成立を目指しているとのことです。

あわせて、国民年金受給要件である25年を少なくとも10年に短縮することについても実現してほしいものです。

男40歳以降 女35歳以降 15年以上あれば年金がもらえる

厚生年金・中高齢の特例 最大50万円のトク

定額部分は20年のみなし

昭和22年4月1日以前生まれの人の場合、男性は40歳以降、女性は35歳以降厚生年金に15年以上加入していれば年金の受給資格を得ることができます（下表のように現在、経過措置期間中です）。

この場合、定額部分は20年加入しているとみなされるので、定額部分は最大5年分トクします。

厚生年金の定額部分は、1年加入すると約2万円の年金になり、5年で10万円のトクということになります。

また、これらの人に配偶者のいるときには加給年金（約40万円）の支給要件である厚生年金期間が20年あるとみなされ、加入年金も支給されるという大変メリットのある制度です。

すでに厚生年金が20年以上ある人にとってはこの制度の意味は少ないですが、ギリギリで受給資格を得る人にとっては、最大で50万円近くトクをすることになります。

妻の中高齢の特例は逆に要注意です

夫婦で加給年金をもらえる場合、妻が中高齢の特例に該当すると、夫についていた加給年金（40万円）や65歳以降の妻につく振替加算がもらえなくなります。

中高齢の特例に該当する方

中高齢の特例は、昭和26年4月1日までに生まれた方の制度です。

それ以降に生まれた方は、この制度は関係なくなります。

年金がもらえる厚生年金加入年数

生年月日	厚生年金に加入年数 (通常)	中高齢の特例 男40歳以降 女35歳以降
昭和22年4月1日以前生	20年	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	20年	16年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	20年	17年
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	20年	18年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	20年	19年

「労働審判」に訴える件数が大幅増加

◆前年件数を大幅に増加

2008年における「労働審判」の申立件数が2,052件となり、制度がスタートした2006年(877件)と比較すると約2.3倍に増えたそうです。昨年については9月末時点で2,553件となり、すでに一昨年の件数を大幅に上回っています。

◆労働審判の目的・手続き

労働審判は、解雇や賃金の不払いなど、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブル(個別労働紛争)について、実情に即して「迅速」、「適正」、「実効的」に解決することを目的としています。

労働審判は、労働審判官(裁判官)1名と、労働に関する専門知識・経験を有する労働審判員2名で構成される労働審判委員会(計3名)が、原則として3回以内の審理を行い、適宜調停を試みます。調停による解決に至らない場合には、事案の実情に即した柔軟な解決を図るといふものです。

この労働審判に対して当事者から異議の申立てがあった場合には、労働審判はその効力を失い、労働審判事件は通常の訴訟に移行することになります。

◆労働審判のメリット

労働審判のメリットとしては、原則として3回以内の審理で解決が図られるため、

通常の訴訟よりも迅速な紛争解決を図ることができる点が挙げられます。制度スタート以降、申立てから審判終了までの平均日数は「約74日」となっています。

また、申立ての際に必要な印紙代も通常の民事訴訟の半額となっており、費用的なメリットも大きいため、労働者側からの申立てが多いようです。

◆適正な労務管理が重要

一昨年来の不況により、解雇、雇止め、派遣切りなどをめぐる労使間のトラブルが増加していることが、労働審判の申立件数の増加につながっていると考えられます。

また、不況下において、昨年1～6月にサービス残業が急増していたとする民間企業の調査結果などもあり、申立件数の増加傾向はしばらく続くものと考えられます。

未払い残業請求を専門とする弁護士も出現しており、企業側としては、労使間のトラブルを生じさせないような取組み(適正な労務管理、就業規則・社内規程の見直しなど)が、今後、より重要になってくるでしょう。



●日本年金機構の「お客様への約束 10 カ条」

日本年金機構設立委員会は、2010 年 1 月に発足する「日本年金機構」の「お客様への約束 10 カ条」を発表した。「お待たせ時間は 30 分以内とすることを目指します」「電話は 3 コール以内に出ます」「迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします」などの 10 項目。(12 月 18 日)

●「登録型派遣」「製造業派遣」は原則禁止

厚生労働省は、来年の通常国会に提出予定の「労働者派遣法改正案」に、「登録型派遣」と「製造業派遣」の原則禁止を盛り込む方針を明らかにした。また、激変緩和措置として、施行日は「公布から 3 年以内」とする考えも示した。(12 月 16 日)

●介護分野の人材定着へさらなる待遇改善

厚生労働省は、人手不足が続く介護分野において、能力や経験に応じて職員の給与が増える制度を導入するよう、介護事業所に促す方針を示した。現在実施している「介護職員処遇改善交付金」と平行して実施しようとするもので、2010 年中の適用を目指す。(12 月 12 日)

●約 28 万人が「年金増額」の可能性あり

長妻厚生労働大臣は、年金記録回復のために行っている紙台帳とコンピューター上の記録の照合作業について、国年年金の被保険者名簿の全件照合を実施した場合、約 28 万人の年金受給者が増額となる可能性が高いとの見通しを示した。厚生労働省が実施したサンプル調査の結果を受けたもの。(12 月 12 日)

●改正雇用保険法の原案を発表 厚労省

厚生労働省が「改正雇用保険法」の原案を明らかにした。2010 年の通常国会に提出し、2010 年 4 月からの施行を目指すとしている。主な内容は、(1) 加入に必要な雇用見込み期間の短縮 (6 カ月以上→31 日以上)、(2) 雇用保険料率の引上げ (0.8%→1.2%)、(3) 未加入扱いの遡及期間の延長 (2 年まで→2 年超)。(12 月 10 日)

●雇用調整助成金 財源が不足の見通し

厚生労働省は、雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金) の財源となる積立金につい

て、2010 年度末に約 3,000 億円不足するとの試算結果を発表した。同省では、失業給付向けの積立金からの借入れを利用することで不足額を補うことを検討するとしている。(12 月 5 日)

●国民健康保険料の上限を 4 万円引上げへ

厚生労働省は、国民健康保険の保険料について、年間の上限額を 2010 年度から 63 万円とする方針を明らかにした。引上げ幅 (4 万円) は 1993 年度と並んで過去最高となり、介護保険料と合わせると上限額は年間 73 万円となる。(12 月 4 日)

●「年金通帳」は 2011 年度以降に交付

長妻厚生労働大臣は、年金受給額や支払った保険料額を確認することができる「年金通帳」について、来年度中の交付は断念し、2011 年度以降に交付する考えを明らかにした。来年度予算で 509 億円を要求していたが、予算圧縮のため、パソコン画面で確認できるシステムで代用する案が出ている。(12 月 4 日)

●労働組合組織率が 34 年ぶりに上昇

厚生労働省が「労働組合基礎調査」の結果を発表し、今年 6 月時点における全国の労働組合の推定組織率が 18.5% (前年同期比 0.4 ポイント増) と 34 年ぶりに上昇したことがわかった。パート社員の加入増加と雇用者数の減少が影響した。(12 月 11 日)

●うつ病患者が初めて 100 万人を突破

厚生労働省が 3 年に 1 度実施している「患者調査」の結果を発表し、2008 年におけるうつ病 (躁うつ病を含む) の患者が初めて 100 万人を突破し、104 万 1,000 人となったことがわかった。10 年足らずで 2.4 倍となった計算。(12 月 4 日)

